

30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持と拡充及び教育 予算の拡充を求める意見書

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であります。特に、義務教育においては、その水準の維持、向上が大きな課題となっております。

学校では、不登校やいじめ等生活指導面の課題が深刻化しています。さらに、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもや、障害のある子どもへの対応など、きめ細かく接していくことが必要となっております。

しかし、日本では、OECD諸国に比べて1学級あたりの児童生徒数や、教員一人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げ、計画的に教職員定数を改善することが必要です。

また、憲法の本質である、義務教育の機会均等、水準確保、無償性を支えるために必要な制度を整備することは国の責務であります。国の三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられました。これにより、教育予算は、地方自治体の財政を圧迫しています。

自治体の財政状況に左右されることなく、すべての子どもに教育の機会を保障するためには、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を2分の1に復元する必要があります。

よって、国及び政府関係機関においては、次の事項を実現するよう強く求めます。

- 1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級を目指すこと。
- 2 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。
- 4 学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成28年6月24日

岩手県北上市議会